

松阪市インフルエンサーを活用した台湾向け観光情報発信業務 仕様書

1. 業務の名称

松阪市インフルエンサーを活用した台湾向け観光情報発信業務

2. 目的

台湾をターゲットに、松阪市の認知度向上及び観光客の増加を図るため、インフルエンサーを活用した情報発信を行うことを目的とする。

3. 履行期間

契約締結日から令和8年3月19日（木）まで

4. 納入場所

松阪市産業文化部観光交流課

〒515-8515 松阪市殿町 1340 番地 1

電話/FAX：0598-53-4405/0598-22-0003

e-mail：kank.div@city.matsusaka.mie.jp

5. ターゲット

台湾市場の訪日旅行関心層

6. 業務内容

(1) インフルエンサーの選定・招聘

- 1) 訪日意欲のある台湾人に対して影響力があり、自身の有する SNS 等を通じて効果的な情報発信が期待できるインフルエンサーを、1名以上選定・招聘すること。
- 2) 提案にあたっては、以下の条件を満たすこと。
 - (1) 起用するインフルエンサーを具体的に示し、その選定意図を明示すること。
 - (2) 選定したインフルエンサーの起用による効果を推測するための情報（プロフィール及び情報発信に活用する媒体に係るフォロワー数や月間 PV 数、過去の発信内容、想定リーチ数等）を提示すること。

(2) ファムトリップの企画・実施

- 1) ターゲット市場の特徴と松阪市の魅力をふまえたファムトリップを企画し、行程を作成すること。企画にあたっては、ターゲット市場の具体的なデータな

どを活用し、理由を企画提案書に明記すること。

- 2) インフルエンサーが松阪市をめぐるファムトリップを1回以上実施すること。
- 3) ファムトリップの内容は以下に掲げる内容とすること。
 - (1) 日程は2泊3日以上とし、宿泊は松阪市内とすること。
 - (2) 紅葉が撮影できる時期に実施し、紅葉スポットを行程に含むこと。
 - (3) 松阪牛の食事1回以上を含むこと。
 - (4) 具体的な行程は、松阪市及び招聘するインフルエンサーと十分に協議しながら決定すること。

(3) 情報発信

- 1) (2)で実施したファムトリップについて、インフルエンサー自身が保有する SNS アカウントにて情報発信を実施すること。
- 2) ターゲット市場へ最も効果的に PR ができる媒体（複数可）、投稿数、投稿タイミング及び頻度を提案し、リーチ数やエンゲージメント数、再生回数等の目標値を企画提案書に明記すること。
- 3) 投稿する内容については、日本語に訳したものを確認用として用意すること。

(4) 効果測定

- 1) 企画提案書で提示した目標値に対する結果の検証・分析を行い、報告すること。
- 2) 投稿毎の閲覧数及びエンゲージメント数、コメント内容、閲覧者の属性（年齢、地域、特性など）等のデータを集計し、報告すること。
- 3) 取得したデータを基に分析を行い、その結果に応じて、今後の効果的な情報発信の方向性を提案すること。

(5) その他

- 1) 招請中及び招請後に、インフルエンサーから訪問先に関する意見を聞き取り、外国人観光客目線からの課題発見及び分析を行うこと。
- 2) 被招聘者によって発信された写真・動画等は、原則として松阪市に二次利用が可能な形式でデータを提供し、松阪市が二次利用することを了承すること。

7. 成果品

業務終了後、速やかに業務概要及び効果測定結果等を含む業務完了報告書を電子媒体で提出すること。

8. 留意事項

- (1) 業務の詳細については、市と協議の上決定し、進捗状況を綿密に市に報告すること。

- (2) 事業に係る一切の費用は、契約金額に含むものとする。
- (3) 受託業者は被招聘者に対する招聘手続き及び招聘にかかる諸調整の一切を行うこと。
- (4) ファムトリップの実施にあたっては、訪問及び情報発信等に必要な撮影許可等をとること。
- (5) インフルエンサーによる投稿は、契約期間の終了後もやむを得ない理由がない限り、内容を改変し、又は公開を取りやめることが無いよう、受託者はインフルエンサーと係る条件を付した契約を締結するなど、必要な措置を講ずること。
- (6) SNS への投稿、及び本業務の実施による成果品は、映像・画像・音楽等の著作権・肖像権等について、第三者の権利を侵害しないこと。当該権利に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、市は責任を負わない。
- (7) 本業務による成果品の著作権は松阪市に帰属する。また、本業務の実施により生じた全ての著作物の利用及び再編集は、本市において自由に行うことができるものとする。
- (8) 受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に開示もしくは漏洩してはならない。
- (9) 個人情報の取扱いは、個人情報保護法を遵守すること。
- (10) 本業務委託の全部又は一部を再委託することは認めない。ただし、あらかじめ本市から書面による承諾を得た場合は、この限りではない。
- (11) 本仕様書に定めのない事項が発生した場合、及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、本市と受託者が協議の上、決定する。